

市政執行のあり方について

2004年度福山市一般会計決算特別委員会において、わが党は、福山市が第3セクターである「ふくやまテレコム」へ、水道局や市民病院などの電算業務を長年にわたり委託していた事案を通し、「ふくやまテレコム」の取締役を飛田収入役が勤めている事実を明らかにしました。

これは、兼業禁止を定めた地方自治法第142条に違反するものであり、専任した市長の政治責任は極めて重大であります。

本来、収入役は、公金の流れをチェックする立場にあり、営利を追求する性格を持つ第3セクターの取締役に就く事は禁止されています。「『ふくやまテレコム』は、100% 福山市発注の業務を行っており、極めて公益性は高い」との答弁がありますが、法適用の除外規定では、自治体が資本金の2分の1以上出資する場合とされております。

「ふくやまテレコム」への福山市の出資比率は22.2%であり、法適用の除外規定には、あてはまりません。

地方自治法 168 条第 8 項には、「出納長及び、収入役が…地方自治法 142 条の規定に該当するときは、その職を失う」と定められています。

よって、市長は、直ちに収入役の解任を判断されるべきであったにもかかわらず、飛田収入役の「ふくやまテレコム」取締役の辞任で事足れりとの判断を行われました。

福山市政を巡っては、数々の不祥事が発覚しました。競走馬購入補助金詐取事件、市職員も参加した馬主会主催の賭けゴルフ事件、市幹部の飲酒運転問題、下水道事業に関する公文書偽造事件などであります

このようなあり方に重ねて、今回の措置をとられたことで、市民から「福山市の行政は、どうなっているのか」「福山市長は、地方自治法を何と心得ているのか」と、市民の市政不信はますます深まっております。

地方公共団体の長である市長は、法治主義にもとづき、厳格に、忠実に地方自治法を遵守されるべきではありませんか。

市長は、どのようにして市政の信頼回復を図ろうとしておられるのか、改めて所信をお示してください。

また、決算特別委員会の質疑を通して、福山市が「ふくやまテレコム」に発注した業務が、発注額の95%で、「ビーシーシー」「アクトシステムズ」に再発注されていた旨の答弁がなされたところですが、これは、市の契約規則が定める再委託の禁止に抵触することを自ら認めたものであります。

福山テレコムの社員は、ただ一人。しかも、この会社の電話は、市役所の企画課につながることを通して、そのデスクは、市役所内にあったことも明らかにしました。

新聞報道によれば、福山テレコムは5日の取締役会で、解散手続きに入るとのことです。

その理由は、7月末に福山市の電算処理業務受託が解除されたこと、新規事業として模索していた「ケーブルテレビ」「コールセンター」がいずれも事業化にいたらなかったとのことでもあります。

これらことから、福山テレコムは、まさに実体のないトンネル会社であったとの実態が照らし出されるものであります。

公金の不当な支出は許されません。福山テレコムの、解散に際し、これまでの受託事業費の少なくとも5%分を福山市に返還するよう求めるのが筋ではありませんか。ご所見をお示しく下さい。

医療行政について

小泉内閣は、12月6日の臨時閣議で所得税・住民税の定率減税全廃と医療費抑制の方向を盛り込んだ2006年度予算編成の基本方針を決定しました。

基本方針は、増税と医療、年金、介護などの社会保障改悪で、国民に痛みを押し付けてきた小泉構造改革をいっそう強めるものです。

方針は、社会保障関係費の抑制策として、高齢者の医療費自己負担増などを打ち出した政府・与党の「医療制度改革大綱」に基づき、「構造改革を推進し、2006年度予算から反映させる」と明記し、医療制度改革を来年度予算に盛り込む考えを示しています。

政府・与党が合意した「医療制度改革大綱」は高齢者の医療費負担をますます重くするものです。

現役並みの収入がある高齢者は、窓口負担を2割から3割に、一般の高齢者は1割から2割に増やす。

保険料は75歳以上からの徴収を強化する。長期療養者は、食費や住居費を全額負担させるという、高齢者にねらいをさだめて、徹底的に負担を強化するものです。

高齢者の医療費は、かつて無料となりましたが、それが一部有料化されて定額負担となり、1割負担となりました。医療費の抑制には、早期発見、早期治療が効果的ですが、1割になったときに、大変な受診抑制が occurred しました。

これを、2割3割にすれば、さらに受診抑制が occuring、国民的規模での健康悪化が広がることは、必至であり、そのことが逆に、医療費を増加させる悪循環に陥ります。

高齢者の窓口負担が低く抑えられてきたのは、高齢者は有病率が高くなるからです。

たとえ同じ収入でも、高齢者への窓口負担は軽くしないと、医者にかかれなくなります。

したがって、高齢者の窓口負担を低く抑えることは、当然のことで、これが本当の公平・公正な医療保障のあり方です。

また、このたびの医療改悪の方針で大問題なのは、経済の伸びに合わせて、医療費総額を抑制しようとしていることです。

医療費が多いか少ないかは、経済の伸びの度合いで決まるものではありません。

高齢化がすすめば、医療費が増えるのは当然です。

それを無理やり経済の伸びの枠に押さえ込もうとすれば、生きてゆくのに必要な医療を受けられなくなります。

しかも、日本の医療費は、世界の主要国の中で、GDP比で一番少ない水準なのです。

このような医療改悪は撤回するよう、政府に強く求めてください。

また、高齢者への医療費助成制度を拡充するよう県に求め、市独自でも強化することを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

介護保険制度について伺います

介護保険法の改定により、10月1日から、特養ホームなどの施設の食費・居住費、短期入所の食費・滞在費、通所サービスの食費が、保険給付の対象から外れ、全額自己負担となる中、利用控えが広がっています。

わが党の調査では、施設入所の待機者はこれまで、入所が決まったら、断る事はなかったのに、10月より、入所決定後に断る人が出てきている、とのこと。また、ショートステイでは、利用控えがすすんでいます。

82歳の女性は、「10月以降は、お世話になる資格がない」と話しておられました。

95歳の女性は、「今後は、介護保険料も引き上げられるかもしれない現状で、食費も全額負担となれば、少額の年金では施設の利用もできなくなります。国は私たち利用者に早く死ねと言う事ですか」と訴えています。

政府に対し、ホテルコスト導入を撤回するよう、強く求めてください。

国の制度大改悪に対して、全国では独自の施策を講じる自治体もあります。

東京都港区では、通所利用者の食費の自己負担分を全額助成し、2006年度以降も恒久的に助成を続ける方針、とのことです。

千代田区では、デイサービス利用者全員の食費と、施設利用者の一部の食費・居住費を対象に、区独自の補助制度を実施しています。

ここでは、デイサービスの利用者の場合、420円の負担増になるところを区が200円補助し、残り、220円を事業者が「経営努力」によって負担し、利用料が据え置かれる、との事です。

また、特養ホームでは、利用者負担第三段階の人は、改定によって、毎月1万4千100円の負担増となるところを、区が75%を補助し、負担増を月3600円にまで抑えています。

長野県松本市でも、年収合計が80万円以下の人の軽減率を、4分の1から2分の1に据え置く、独自の軽減制度を創設しています。

全国の自治体が、利用者負担増を抑えるために、様々な努力を行っている事が伺われます。

本市においても、負担増の影響を調査し、市独自の新たな利用料減免制度を創設することが求められます。

ホテルコスト導入により、補足給付の適用にならない方の、負担額はいくらになると試算しているのか。負担増となる1人あたりの影響額と影響人数、影響総額をお示してください。

厚労省の社会保障審議会介護給付分科会の調査によると、介護保健施設の施設入所者一人あたりの収入が減少している事が明らかになりました。

事業者の減収が、利用者の利用料値上げに跳ね返る事があってはなりません。

すべての事業所が、10月からのホテルコスト導入により、減収になっていないか実態を調査することを求めます。

施設入所者には低所得者対策として、補足給付の支給をおこなう、としていますが、デイサービスやデイケアなどの通所サービスには、負担軽減策はありません。

福山市独自の負担軽減措置の創設を求めます。

新年度の介護保険料は、増額になると、言われています。

年金だけで暮らしている高齢者にとって高い介護保険料が毎日の生活を圧迫している中、これ以上の保険料の増額は、まさに死活問題です。

来年度からの介護保険料の増額は、行わないことを求めます。

以上についてお答えください。

国保行政について

医療保険加入者の４割を占める国保制度は、「国は全ての生活部面にわたり、社会福祉および社会保障並びに公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と定めた憲法２５条を法の目的に据えた国民皆保険制度の機軸であり、地域医療を支える重要な役割を担っています。

ところが、今、資格証明書の大量発行が、国保および国民皆保険制度の空洞化をもたらす重大な事態を招いています。

２０００年４月１日、国民健康保険法の改定で、資格証明書の発行が義務づけられ、保険料滞納世帯への制裁措置が強化されました。

資格証明書で医者にかかれば、「特別療養費」の扱いとなり、患者は窓口で医療費の１０割を支払い、保険給付分の７割は、後日、患者が領収書を添付して請求し、償還を受けることになります。

この結果、資格証明書を交付された世帯の受診率は、著しく低くなっています。

福山市においても、2004年度、資格証明書による受診状況は、レセプト件数で総件数のわずか0.196%、特別療養費支給件数は、わずか0.067%という状況です。

この数字は、資格証明書保持者は、まともに医療にかかることができないという事実を如実に示しています。

また、資格証明書の発行は、滞納対策にはなりません。

それは、資格証明書の交付義務化が実施されたにもかかわらず、滞納世帯数・割合ともに年々増加しているのが何よりの証拠です。

厚生労働省が11月22日、市町村国保の保険料・税の収納状況を発表しましたが、2004年度は90.09%と9年連続で下落し、過去最低を記録した前年度より、さらに0.12ポイント下がったことが明らかになりました。

福山市においても、2004年度の収納率は、現年・滞納繰越分を合計して69.2%で、前年比0.3ポイント低下しています。

資格証発行義務以前と比較しても、収納率が向上したとは言えない状況です。

国保法の理念から、住居が判明している被保険者については、いかなる場合でも正規の国保証を交付し、被保険者の「療養の確保」を保障することが原則です。

国に対して、憲法にも国保法の立法の主旨にも違反する国保証の返還請求義務化は、取りやめることを強く求めてください。

また、福山市での資格証明書発行を取りやめ、住居が判明している被保険者には、正規の国保証を発行することを強く求めるものです。

特に、世帯主および家族に病人がある場合には、直ちに、無条件で国保証を発行することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示してください。

次に、高い国保税の引き下げを求めます。

2004年度、福山市国保会計は、歳入歳出差引き8億8854万5000円の黒字です。

5 月 1 日、出納閉鎖の段階で明らかになった、黒字分は、新年度の国保会計の歳入に全額補正計上し、6 月の新年度国保税額決定に反映させて、国保税を引き下げるべきであります。

また、2004 年度決算では、予備費、療養給付費、共同事業拠出金など、不要額は 9 億 4 2 9 3 万 9000 円に上っています。

税額決定にあたっては、歳入歳出予算額を厳密に見積もって、市民の負担軽減の努力を鋭意行うことを求めるものです。

また、広島県に対し、福祉医療波及分の補填と、市町村国保会計に国保税引き下げの補助金を創設するよう強く求めること。

国に対して、1984 年に行った国保法改定で医療費の 38.5% に引き下げた国庫負担金を、元の 45% にもどし、さらに段階的に総医療費の 50% に引き上げるよう、強く求めること。

以上についての、ご所見をお示し下さい。

障害者施策についてお伺いします

小泉内閣が先の国会で強行した障害者「自立」支援法が、来年４月から実施され、障害者の福祉サービス利用料の一割負担や、施設利用者の食費と医療費の全額自己負担が押し付けられようとしています。

現在の障害者福祉は、収入に応じた負担方式によって、低く抑えられ、ホームヘルプや通所施設は９５％の人が、無料で利用しています。

このたびの法律は、サービス利用は障害者が「利益」を受けることだとして、「応益負担」にかえるものです。

これは、手厚い福祉が必要な重い障害の人ほど重い自己負担を課し、サービスを利用しにくくするもので、障害者の生活に重大な悪影響を与えます。

市内の小規模作業所に通う、障害者の方々は、口々に、これから利用料が負担増になる事について「障害者はやっと外に出るようになったのに、また、家に引きこもるようになってしまう」と不安を訴えられています。

二十代の青年は、「10年前にバザーで買った300円のズボンを今でも履いている。暖房費節約のため、いつも母親と同じ部屋にいる。ぎりぎりまで節約して毎日を暮らしているのに、これ以上の負担が増えると生きていけない」と話しておられます。

障害があるが故に必要な支援を「益」とみなし、当事者、また家族にまで重い負担を課す事は、安心して地域生活を送りたいという、当たり前の願いを踏みにじるものです。

「応能負担」の原則に戻すよう、政府に強く求める事。また、本市独自の利用料軽減措置を講じる事を強く求めます。

ご所見をお示しく下さい

アスベスト対策について

今、アスベスト被害が、石綿間連企業における労働者だけに限らず、家族、周辺住民にも及ぶなど、事態はきわめて深刻になっています。

この事態を招いた原因は、1970年代、すでに石綿使用の有害性が医学的に指摘され、国際的にも明らかになっていたにもかかわらず、国が抜本的な対策を放棄してきたことにあります。

安全対策も不十分なまま、大量の石綿の輸入・製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら、長期にわたって使用を容認してきた政府の責任は重大であります。

政府は、7月29日の関係閣僚会議で「アスベスト問題への当面の対応」として、被害の拡大防止、国民不安への対応、過去の被害への労災認定などを決定、アスベスト労災234事業所を公表しました。

さらに、アスベストが原因で中皮腫や肺がんになり、労災補償の対象外とされていた被害者救済措置についての新法大綱を11月29日の関係閣僚会議で決めました。

政府が国民の不安の声に押され、早急な救済の手を打たざるを得なくなったという点では前進ですが、検討されている救済策は、被害補償額が数百億円程度と低く、救済対象も中皮腫・肺がんに限めるなど不十分で、国の責任と製造・販売・使用してきたアスベスト関連企業の責任もあいまいとなっています。

現在、福山市は、市民の安全・安心を確保する取り組みを行い、公共施設の「吹き付けアスベスト等」について、実態調査を行い、結果に基づく応急処理や対策工事を進めています。

今12月議会には、対策工事、応急措置、立ち入り制限などを行う必要経費等として、3億2000万円を計上しています。

アスベスト被害者の救済、住民の不安への対応、被害の拡大防止などのため、次のことを求めるものです。

一、早急に、全ての石綿の製造・使用等の全面禁止、在庫回収、安全除去などの被害防止対策、被災者救済等の総合対策を行うよう国に要望すること。

その際、国や加害企業の責任を明確にし、被害者の労災補償や療養費など救済を万全に行うことと、被害拡大の防止策の徹底を求めること。

現在も、モルタル混和材として、大量使用が懸念される白石綿（クリソタイル）についても、緊急回収、万全の対策を求めること。

一、石綿使用建築物の調査、解体、撤去作業等について。

① 公共建築物の解体にあたっては、住民説明会を行い、周辺住民が石綿被害にあうことのないよう、徹底した対策を講じること。

② 「石綿障害予防規則」に基づき、解体作業者、施設関係者に対する教育・指導の充実・強化を行うこと。

③ 1000平方メートル以下の建築物や、一般市民の住居も含む民間建築物の調査、解体、撤去等に対する助成制度の創設を国・県に要望するとともに、市としての助成制度も創設すること。

④ 市として、一般市民の住居も含む民間建築物の相談窓口を設置し、目視による確認作業や検体調査に取り組むこと。

⑤ 「リフォーム詐欺」同様の「アスベスト詐欺」などについて、高齢者世帯などが被害にあわないよう、広報・相談体制を充実させること。

一、石綿肺や中皮腫にとどまらず、石綿に関するすべての健康被害者を、長期にわたり救済する新たな救済制度を早急に実現するよう国に要請し、市として出来る限りの取り組みを進めること。

① 肺がん・中皮腫の死亡の事例と件数を調査し、実態を把握・公表すること。

② 市として、健康診断や健康相談に取り組み、希望者については、胸部ＣＴなどを気軽に受けられる体制を作ること。

③ 市民病院に、アスベスト肺を診断・治療できる医師の確保や養成に力をつくすこと。

以上、それぞれについてのご所見をお示してください。

保育行政についてお伺いします

今回提案されている、駅家東保育所、千田保育所の運営を、社会福祉法人に民間移管する、という福山市の保育所再整備の方針は、今後の本市の保育行政のあり方を大きく左右する極めて重要な問題です。

乳幼児の保育や教育は、本来、短期間で結果が出るものではなく、各地域の実情も踏まえ、慎重で、多面的な検討が必要です。

保育所の再整備をすすめる理由に「児童数の推移や施設の老朽化に対応」「保育所が抱える様々な課題を解決し、新たなニーズに応える」と、繰り返し説明されましたが、議会に対しても、市民に対しても、納得のいく説明がほとんどされていないのが実状です。

わが党はこれまで、公立保育所の再整備計画が本当に保育の充実につながるのかどうかを明らかにするために、質疑を重ねてきました。

ところが、残念ながら、市長・理事者からは、納得のいく説明を得る事はできていません。

今回の再整備計画には、次の３つの点で問題があります。

第一に、この方針は、自治体の本来の役割である「住民福祉の増進」つまり、「保育の充実につながる」という要件を満たしていません。

保育の充実のためには、保育所職員と、保護者らとの固い信頼関係とチームワークが不可欠です。

しかし、今回の計画は、８月３０日に突如、民間移管される保育所が発表され、保護者全員と移管先、行政を含めた説明会は、まだ１回しか開かれておりません。

しかも、移行期間は、わずか３ヶ月間しかなく、その間に、受け入れ法人からは、５人程度の職員しか派遣されないというのが実態です。

委員会の答弁では、この３ヶ月間という期間は、他市の動向を見て決めた、との事ですが、相模原市のように、３年間かけて移管した都市もあります。

本市の運営は、あまりにも拙速すぎると言わざるを得ません。

このような状況では、保育の充実どころか、大きな混乱が懸念されます。

第二に、関係する保護者への提案があまりにも唐突で、十分な理解と納得が得られないまま、強行していることにあります。

11月29日、当該保育所の保護者でつくる「子どもの幸せを考える会」のメンバーらが、

○ 保護者や地域の理解がない状態で民営化を進めないこと

○ 十分な説明責任を果たすこと

○ 保育条件の整備を市の責任で果たすこと、

などを求めた請願書を、2521人分の署名とともに提出しています。

わずか、3日間で、2500人余りの署名を集めたと仄聞していますが、この事自体、理解と納得を得られていない事を物語っているのではないのでしょうか。

このような状態で民営化を強行する事は、絶対にあってはなりません。

福山市・保育職員と、保護者らの信頼関係があってこそ、人間どうしを、信頼し合える子どもを育てる事ができます。

拙速に民営化を進めることなく、十分に時間をかけ、説明責任を果たすべきであります。

第三に、該当地域の関係住民は、計画そのものを知らない人がたくさんおられますが、地域住民に対して十分な説明がされていない事は問題です。

2500 名以上の署名をされた方々の願いに応え、福山市は、公立保育所の民営化計画を撤回すべきではありませんか。

次の 3 点について明確にお答えください。

- 一． 当該 2 園の民間移管を延期する事
- 二． 保護者の納得のいく説明を、誠意を持って行う事。そのため、早急に行政・移管先法人・保護者全員が参加できる、三者説明会を開く事
- 三． 引き継ぎ期間を延長し、移管先法人と保護者との信頼関係が、十分構築されるようあらゆる手だてを尽くすこと

教育行政について

広島市安芸区，栃木県と相次いで小学校１年生の女儿が殺害された事件は，国民に大きな衝撃を与えています。

被害者のご冥福を心からお祈り申し上げます。

無残に幼い命を奪う、凶悪な事件が増加するという、人間の生命を軽んじる、今日の社会のゆがみを克服する事は、国民的な緊急課題となっています。

今，子どもたちが安全に通学でき，安心して学べる学校教育をつくるため，教育行政として積極的な役割が求められています。

福山市において，これまで進めてきた子どもの安全対策を通学路の見直し等も含めて総点検し，一層の取り組みの充実を求めるものです。

安全対策として，次のことを求めるものです。

1 中学校へ緊急通報システムを整備すること。

1 職員室から正門が死角となる小中学校へ防犯カメラを設置すること。

1 安全専門職員としての学校警備員など人的配置をすること。

1 こうした事態のときこそ，教育の専門家として教職員が，日常的に子供と十分向き合う時間的余裕を確保できる条件整備を急ぐこと。

① 教員加配，少人数学級などで，教職員の多忙化を解消すること。

② 子どもたちのかかえる不安やストレスに対応できる様，養護教諭の複数配置をすること。当面児童・生徒五百人以上の学校に早急に配置すること。

1. 地域・学校関係者が連携して安全対策の取り組みが進められているが，行政としてこれを支援する積極的な役割を果たすこと。

1. 安全対策に必要な財源措置を国・県に求め、市独自でも予算措置をすること

建築確認行政について

建物の耐震強度をチェックする「構造計算書」の偽造によって、耐震強度が不足し、安全が保障されないマンションやホテルが建設されていた事がわかり大問題になっています。

この度の耐震強度偽造事件は、1998年の建築基準法の改正により、民間機関でも建築確認や完了検査ができるように規制緩和され、営利を目的とする指定確認検査機関が「安全」よりも「コスト」を優先させたことに原因があります。

建築確認は「人の命」に関する基本的な問題であり、本来、行政がきちんとしたチェックを果たすべき分野です。「民間にできることは民間に」と全て民間まかせにした国の責任が、今、改めて問われています。

福山市でも近年、高層マンションが増加していますが、この事件により、マンション等に暮らす市民や周辺住民は、「このマンションは大丈夫か」と不安をもたれています。わが党は、12月2日市長に対して、市民の安心を担保するために以下の申し入れを行いました。

- ① 民間検査機関が審査した建物について、市の責任で耐震強度検査をし、検査結果を公表すること。
- ② 市が建築確認をした建物についても、再度、検査をすること。
- ③ 耐震強度に関する相談窓口を設けること。
- ④ 今回の事件をふまえ、本来の自治体による建築確認体制を強化し、今後の建築確認行政のあり方を検討する専門家も含めた検討委員会を設置すること。

以上についてのご所見、及び、取り組み状況をお示しください。

また、2004年度の福山市の年間建築確認件数は、2651件、内、確認件数は福山市729件、民間1922件、民間の割合は72.59%であることが示されました。

これら民間調査機関が行った建築確認についても、最高裁判決は、「責任は行政にある」と判断しています。

しかし、現行は、民間調査機関の建築確認については、概要を示したわずか4枚程度の報告書がだされるだけであり、その内容は、正確に把握で

きないものではありませんか。

民間施行であれ、自治体施行であれ、構造計算書を再計算するなど、きちんとチェックできる体制強化を早急に整備することを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

道路行政についてお伺いします

本市は、福山道路など、大型6路線の建設をすすめようとしていますが、喘息の原因の一つに、自動車の排気ガスがあります。

文部科学省の学校保健統計調査では、全国の喘息の児童・生徒の割合が、2005年度、過去最高となっています。

調査では、約113万人の子どもの健康状態を調べました。

それによると、小学生の喘息罹患率は3.3%で、95年度に比べ、2.3倍に増加しています。中学生では、2.7%となっています。

福山市でも、全国の傾向と同様に、喘息罹患率は増えています。

95年度の小学生の喘息罹患率は0.8%だったものが、2004年度には、1.6%となり2倍に増加。中学生は1.6%だったものが、2%へと増加しています。

排気ガスに含まれる、微小粒子物質やディーゼル車から排出されるPM_{2.5}と呼ばれる、粒径の小さい物質は、肺の最深部まで到達し、肺ガンや、気管支喘息など、呼吸器系疾患のほか、幼児の骨の形成異常や、環境ホルモンの作用などを引き起こします。

道路と喘息やガンの増加の因果関係は、多くの研究が報告されています。

千葉大学の疫学調査は、幹線道路から50メートル以内に住む小学生の喘息発症率は、道路のない所と比べ、男子では、3.7倍、女子では、6倍です。

幹線道路から50メートル以上の場合、男子では、1.9倍、女子は2.4倍も喘息患者が増え、幹線道路が、喘息患者を増加させる事を示しています。

また、千葉県がんセンターの調査は、幹線道路から50メートル以内の住民のガン発症率は男性の肺ガンで1.8倍、男女の胃ガンは1.7倍と、それぞれ発生率が高くなる事が報告されています。

大型道路の建設が、住民の喘息やガンの発生リスクを高める事が懸念されますが、市長の認識をお示しく下さい。

現在、市内9箇所で微小粒子状物質の測定調査を行っていますが、人に甚大な影響を与えるPM2.5の測定はされておられません。

PM2.5の測定について、その必要性をどのように考えておられるのか、お示しく下さい。

次に、事業のすすめ方について質問します。

瀬戸学区全体の事業説明会は、誰もが参加できる事業説明会のあり方に見直され、まだ1度しか開催されておらず、学区として、住民の合意形成が得られている状況とは言えません。

ところが、山北地区では、地権者に意向調査、測量調査、詳細設計を行い、地頭分、長和地区では、設計協議や4地区で、確認書を交わすなど、なし崩し的に進められています。

学区全体の住民との合意形成を図ることなく、既成事実をつくるあり方は、問題ですか、どのように考えているのか、お答えください。

水路転落防止対策について

平成12年に沖野上町で水路に転落死亡された男性の遺族から福山市に対して、損害賠償請求がおこなわれていました。

福山市は、9月に和解を受け入れ、賠償金額4500万円を支払いました。

今後とも、より安全性の高い道路、水路になるよう整備を進め、再発防止に努める、とのことですが、転落された箇所と、これまでの転落死亡箇所についての対策は、どのようにされているのか、お示しく下さい。

また、福山市では、水路転落防止対策が、市中心部で緊急箇所整備として行われ、北部でも取り組まれています。

今年度で終了する、市中心部と北部での進捗状況、見通しと今後の方向をお示しく下さい。

さらに、市内全域で引き続きとりくむことが必要であります。ご所見をお示しく下さい。

以上についてお示しく下さい。

鞆港埋め立て架橋問題について

潮待ち、風待ちの港として栄えて来た鞆の浦は、日本で最も美しく、また、歴史的にも一番重要な港として、高い評価を得ています。

昨年には、ユネスコの諮問機関で、世界遺産の選定に大きな力を持つ（国際記念物遺跡会議・）イコモスの民家建築国際専門分科委員会で、鞆の保存と港湾横断道路橋による破壊への危惧を表明した、鞆宣言が採択されました。

同 文化的街道国際専門分科委員会では、日本の世界遺産候補として、朝鮮通信使のルートがあげられており、鞆はその中心的な存在として韓国イコモスでも注目されているとの事です。

また、10月に中国で開いたイコモスの総会で、鞆港の埋め立て架橋事業の中止を求める決議を採択しました。

このことは、鞆の浦が世界的にも高い評価と関心を得ている証であります。

さる11月28日、イコモスの委員で、日本、韓国、ドイツ、オーストラリアの5人の委員が、広島県と福山市に対して、鞆港埋め立て架橋事業の見直しを求める要望書を提出されました。

要望書には、県と市が計画している埋め立て架橋について、「先進国でこのような文化遺産の価値を損ねる開発の事例はない」と指摘し、計画の是非や代替案を再考するための検討会議設置を求めたとの事であります。

鞆町が朝鮮通信使の寄港地であったことに注目が集まっており、「瀬戸内の歴史的港湾ネットワークの要として、景観重視の整備が進めば、世界遺産登録の可能性がある」とも、指摘をされたとの事であります。

仮に、港湾を横断する架橋が建設されれば、「日東第一」とうたわれた景勝美を失い、各種の歴史的文化遺産の価値が損なわれ、東アジアと世界に汚名を残すことになりかねません。

今でも、年間入れ込み観光客が100万人を超える、鞆港及び町並みが、国際的な歴史的港湾都市として保存・整備されれば、アジアや世界各国からも観光客がおとずれ、観光収益も相当なものになると考えられます。

これまでの大型公共事業の延長として、鞆港埋め立て架橋を強行するならば、将来に禍根を残すことは、間違いありません。

世界的視野に立ち、１００年、２００年先を見通して、どのようなまちづくりを進めるのか、住民をはじめ国内外の専門家の知恵と力を寄せ集めて、再検討をするべきではありませんか。

市長の英断を求めるものです。ご所見をお示しください。

競馬事業について

今年度、競馬事業の上半期の収支状況は、1億8118万6千円の収益超過となったことが報告されました。

年間の推計は、予算額の確保が可能であり、年間収支は確保できるとのことであります。

しかし、本場では、入場人員が前年度比89,3%、1日あたり売得金も本場で前年度比87,8%、1億1092万円の赤字となりました。

この事業の根幹である本場において、依然として、入場人員、売得金の減少が続いていることは重大です。

駅前場外発売所の、1日あたりの福山開催分売得金は、前年度比81,9%と落ち込んでいます。

今年度、競馬事業は、収支決算で収益不足にならないよう、きびしい経費節減がおこなわれています。

福山市は、近年アラブ馬の需要と生産の落ち込みで、馬資源確保が困難となったことから、サラブレッド導入を行いました。

福山市は、サラブ導入により、競馬振興の弾みにしたいとしていますが、全国ではサラブレッド導入後も収支は赤字で廃止する競馬場が相次いでいます。

10月28日の記者会見で羽田市長は、市営競馬事業を少なくとも3年は継続させ、収支均衡が困難となれば存廃論議もあると表明されました。

市営競馬の収支均衡が保たれたにしても、21億6千万円の累積赤字解消のめどは、立つものではありません。

こうしたことから福山市競馬事業は、関係者と廃止に向けての協議をおこなうべきであり、廃止後の従事員の雇用の確保に向けても努力することを求めるものです。御所見をお示してください。

福山市は、競馬事業が今年度黒字となったことから、凍結していた場外発売所について増設を行う検討するとのことであります。

現在、場外発売所設置について打診されている場所、箇所数についてお示してください。

場外発売所は、その地域にギャンブルを持ち込むもので、住民との間で軋轢を生み出す迷惑施設との厳しい声があります。

増設は行わないよう求めるものです。御所見をお示してください。

同和行政についてお伺いします

我が党は、真の部落差別解消の為に、すでに役割を終えた特別対策である同和行政の終結を求めてきたところであります。

福山市においては、今日まで37年間、約670億円の同和対策事業が実施され、同対審「答申」で指摘された同和地区の劣悪な住環境や生活実態は大きく改善され、同和地区内外の格差は基本的には是正されてきました。

5か年計画で取り組まれてきた「福山市同和行政基本方針」は、本年最終年度を迎えています。

この際、これまで、市民の協力のもとに実施してきた同和行政の到達点を明らかにして、同和行政の終結を市民の前に宣言をすることを求めるものであります。

福山市は、国の「特別法」失効後もこれまで「差別の実態が存在する限り同和行政を続ける」との答弁を繰り返してきました。

その根拠として1969年地域改善対策協議会の意見具申にある「特別対策の終了。すなわち、一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」との一部を恣意的に引用し、一般対策の中で、なお同和地区を対象とした施策の継続実施することを合理化してきました。

しかし、政府は「地域改善対策（同和対策）の一般対策への移行とは、同和地区や同和関係者ということで特別対策を講ずるのではなく、一般対策の中で、一般の地域や一般の国民と同様に対応していくという意味である」と同和対策の終結の概念を明確に示しています。

特別扱いが是正されず、今日、なお「一般対策」の名のもとに同和対策を継続実施されることは、部落差別解消に役立たないことは、国をはじめ全国的な到達点であることは明らかであります。

福山市においても、これ以上の同和行政・同和教育行政の継続は、市民の合意が得られるものではありません。

以下、その特別対策の終結を明確に示すことを強く求めるものであります。

- 一．同和対策の個人施策を廃止すること
- 一．部落解放同盟への団体補助金を全廃すること
- 一．部落解放同盟の事務所を人権交流センターから撤去させること
- 一．生活相談員制度を廃止すること
- 一．同和奨学金制度を廃止し、一般施策へ移行すること
- 一．教育の場に特別扱いを持ち込んできた学力地域支援事業、地域教育活動推進事業を廃止すること

以上お答えください。

以上で第一回目の質問といたします。